



## 一、最新中国法令

### ● 中华人民共和国反外国不当域外管辖条例

- 【发布单位】国务院  
【发布文号】国务院令 第 835 号  
【发布日期】2026-04-13  
【内容提要】该条例提出：
- 建立应对外国不当域外管辖工作机制，规定外国不当域外管辖措施的识别标准等。
  - 国务院有关部门可以将推动实施或者参与实施外国不当域外管辖措施的外国组织、个人列入恶意实体清单，决定对其采取签证、入境、财产冻结、交易合作限制、进出口和投资限制、罚款等一种或者几种反制和限制措施。
  - 国务院法治部门可以对执行或者协助执行外国不当域外管辖措施的组织、个人作出禁止执行外国不当域外管辖措施的决定（“禁执令”）。有关组织、个人应当遵守禁执令。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7065398.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm)

### ● 国务院办公厅关于深化投资审批制度改革的意见

- 【发布单位】国务院办公厅  
【发布文号】国办发〔2026〕13号  
【发布日期】2026-04-15  
【内容提要】该意见提出：

规范企业投资项目核准和备案管理
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 根据投资管理和宏观调控需要，动态修订政府核准的投资项目目录，对关系国家安全、涉及全国重大生产力布局、战略性资源开发和重大公共利益等的企业投资项目实行核准管理。</li><li>▪ 对市场竞争充分、风险可控的领域，在取消或下放项目核准权限前，应明确建设规划、安全管理、技术标准、产业政策等监管要求和监管措施。</li><li>▪ 推进项目备案信息和备案证明标准化，加强备案信息完整性、产业政策符合性核查。严格限定项目备案信息变更频次，完善长期未</li></ul>

## 一、最新中国法令

### ● 中華人民共和國反外國不當域外管轄條例

- 【発布機関】国务院  
【発布番号】国务院令 第 835 号  
【発布日】2026-04-13  
【概要】本条例は以下の措置を打ち出している。
- 外国による不当な域外管轄に対処するための業務メカニズムを構築し、外国による不当な域外管轄措置の識別基準等を定める。
  - 国务院の關係部門は、外国による不当な域外管轄措置の実施を推進し又は実施に関与した外国の組織と個人を悪意のある実体リストに掲載し、それに対し、ビザ、入国、資産凍結、取引協力の制限、輸出入及び投資の制限、罰金等の一つ又は複数の報復及び制限措置を講じることができると決定することができる。
  - 国务院の法治部門は、外国による不当な域外管轄措置を執行し、又はその執行に協力する組織と個人に対し、外国による不当な域外管轄措置の執行を禁止する決定（「執行禁止令」）を下すことができる。関係する組織と個人は、執行禁止令を遵守しなければならない。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7065398.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065398.htm)

### ● 投資審査承認制度改革の掘り下げに関する国务院弁公庁による意見

- 【発布機関】国务院弁公庁  
【発布番号】国弁発〔2026〕13号  
【発布日】2026-04-15  
【概要】本意見は、以下の措置を打ち出している。

企業の投資プロジェクトの認可及び届出管理を規範化する
<ul style="list-style-type: none"><li>▪ 投資管理及びマクロ経済調整の必要性に基づき、政府が認可する投資プロジェクト目録を適宜改定し、国家安全に関わるもの、全国の重要な生産力の配置、戦略的資源の開発、及び重大な公共の利益等に関わる企業投資プロジェクトについては、認可管理体制を実施する。</li><li>▪ 市場競争が十分であり、リスクが管理可能な分野については、プロジェクトの認可権限を廃止し又は委譲する前に、建設計画、安全管理、技術基準、産業政策等の監督管理要求及び監督管理措置を明確にしなければならない。</li><li>▪ プロジェクト届出情報及び届出証明書の標準化を推進し、届出情報の完全性及び産業政策への適合性に関する審査を強化する。プロジェクト</li></ul>

开工项目备案撤销机制。
<b>进一步提升投资审批效能</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>深入推进“固定资产投资项目审批一件事”，逐步纳入用地、用海、用林、用草、文物保护等事项，实现统一受理、协同办理。</li> <li>进一步精简投资项目报建审批事项，对同一部门并联审批的报建事项实行合并办理，并推动整合为一个审批事项。</li> </ul>
<b>加强项目建设实施管理</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>完善投资项目建设实施信息填报制度，项目审批（核准、备案）机关应督促指导项目单位履行信息填报义务。</li> <li>项目单位应依法依规通过投资项目在线审批监管平台及时如实报送项目开工、建设、竣工等信息。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7065687.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065687.htm)

届出情報の変更頻度を厳格に制限し、長期にわたり着工されていないプロジェクトの届出取消メカニズムを整備する。
<b>投資審査承認の機能をさらに向上させる</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「固定資産投資プロジェクトの審査承認ワンストップ制」をさらに推進し、用地、海域使用、森林使用、草地使用、文化財保護等の事項を段階的に組み入れ、一括受理と連携処理を実現させる。</li> <li>投資プロジェクト建設の申請と承認事項をさらに簡素化し、同一部門が同時並行して審査承認する建設申請事項については統合処理を実施し、単一の審査承認事項への統合を推進する。</li> </ul>
<b>プロジェクトの建設実施管理を強化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>投資プロジェクトの建設実施に関する情報報告制度を整備し、プロジェクトの審査承認（認可、届出）を行う機関は、プロジェクト実施主体に対し、情報報告義務を履行するよう促し、指導しなければならない。</li> <li>プロジェクト実施主体は、法に依拠し投資プロジェクトオンライン審査承認及び監督管理プラットフォームを通じて、プロジェクトの着工、建設、竣工等の情報を遅滞なく、事実通り報告しなければならない。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7065687.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7065687.htm)

- [国务院办公厅转发海关总署《关于促进综合保税区扩能提质的若干措施》的通知](#)

【发布单位】国务院办公厅  
【发布文号】国办函〔2026〕40号  
【发布日期】2026-04-17  
【内容提要】该通知提出促进综合保税区扩能提质的24条措施。其中包括：

<b>促进保税维修发展</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>允许国内加工制造的出口产品及其零配件自境外进入综合保税区维修后复运出境，不受综合保税区维修产品目录及禁止进口的旧机电产品目录限制。</li> <li>允许在综合保税区内完成保税维修的成品用于以直接离境出口为目的的区内生产加工。</li> <li>探索实施综合保税区保税维修产品负面清单管理。</li> <li>逐步推进允许综合保税区进境保税维修成品转内销，内销时按现行进口管理规定执行。</li> </ul>
<b>支持保税检测发展</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>探索实施保税检测正面清单管理，支持国内加工制造的出口产品及其零配件自境外进入综合保税区开展检测，不受禁止进口的旧机电产品目录限制。</li> </ul>

- [国务院办公厅による税関総署「総合保税区の機能拡充・質的向上を促進する若干の措置」に関する通知の転送について](#)

【発布機関】国务院办公厅  
【発布番号】国办函〔2026〕40号  
【発布日】2026-04-17  
【概要】本通知は、総合保税区の機能拡充・質的向上を促進するための24項目の措置が打ち出している。それには、以下のものが含まれる。

<b>保税修理の発展を促進する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>国内で製造加工された輸出品及びその部品について、海外から総合保税区内に搬入され、補修後、再び海外へ輸送することを許可する。この場合、総合保税区の補修製品目録及び輸入禁止中古機電製品目録による制限を受けない。</li> <li>総合保税区内で保税補修を完了した完成品につき、直接輸出を目的とする区内の生産加工への活用を許可する。</li> <li>総合保税区内における保税補修製品に係るネガティブリスト管理の実施を検討する。</li> <li>総合保税区内における輸入保税補修完成品の国内販売転換を段階的に許可し、国内販売に際しては現行の輸入管理規定を適用する。</li> </ul>
<b>保税検査の発展を支援する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>保税検査に係るポジティブリスト管理の実施を模索し、国内で製造加工された輸出品及びその部品が、海外から総合保税区内に搬入されて検査を受けることを支援する。この場合、中古機電製品目録による制限を受けない。</li> </ul>

<b>优化委托加工监管</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内加工制造企业承接区外企业委托开展加工业务，不使用保税料件且制成品返回区外的，相关料件和制成品进出区时免于申领许可证件。</li> </ul>
<b>扩大信息互通互认</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>支持在综合保税区引入商品条码标识，探索实施跨境贸易产品及交易主体数字身份、电子信息、电子单证在线验证，推动电子签名跨境互认。</li> </ul>
<b>加大守信联合激励力度</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>允许区内海关高级认证企业向海关申请开展外发加工、出区检测、出区维修、分送集报等业务时，免除相关担保。</li> </ul>

【法令全文】请点击以下网址查看：  
[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7066113.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7066113.htm)

● 国家互联网信息办公室等十部门发布《促进和规范电子单证应用规定》

- 【发布单位】国家互联网信息办公室等十部门  
【发布文号】国家互联网信息办公室等十部门令第22号  
【发布日期】2026-04-17  
【实施日期】2026-09-01  
【内容提要】该规定提出：
- 鼓励货物贸易、物流、金融等领域机构和企业开展业务时认可、使用电子单证。鼓励金融机构探索使用数字人民币等新型支付方式开展跨境支付。
  - 鼓励相关机构、组织和个人通过可靠的电子单证系统从事电子单证的签发、存储、变更、转换、转让、质押、流转等活动。
  - 向境外提供与电子单证有关的数据，应当符合国家关于数据出境的相关规定。
  - 国际贸易、跨境运输过程中收集和产生的与电子单证相关的数据向境外提供，“不包含个人信息或者重要数据的”或者“所涉个人信息仅为签发、转让、质押电子单证或者行使电子单证权利所必需的”，免于申报数据出境安全评估、订立个人信息出境标准合同、通过个人信息保护认证。

【法令全文】请点击以下网址查看：  
<https://www.cac.gov.cn/2026-04/17/...>

<b>委託加工の監督管理を最適化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内の加工製造企業が区外企業の委託を受けて加工業務を行い、保税原材料を使用せず、かつ完成品を区外へ返送する場合、当該原材料及び完成品の区内外に出入りする際に、許可証の申請が免除される。</li> </ul>
<b>情報の相互連携・相互承認を拡大する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>総合保税区における商品バーコードの導入を支援し、越境貿易製品及び取引主体のデジタル ID、電子情報、電子書類のオンライン検証の実施を模索し、電子署名の越境相互承認を推進する。</li> </ul>
<b>誠実経営企業に対する連携インセンティブを強化する</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>区内における税関の高級認証企業が、税関に対し、外部委託加工、区外搬出検査、区外搬出補修、個別通関と一括申告等の業務を申請する際、関連保証提供義務を免除する。</li> </ul>

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7066113.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7066113.htm)

● 国家インターネット情報弁公室等 10 部門が「電子書類の利用促進及び規範化に関する規定」を公布した

- 【発布機関】国家インターネット情報弁公室等 10 部門  
【発布番号】国家インターネット情報弁公室等 10 部門令第 22 号  
【発布日】2026-04-17  
【実施日】2026-09-01  
【概要】本規定によると、以下の通りである。
- 貨物貿易、物流、金融等の分野における機関及び企業が業務遂行に際し、電子証書の承認及び利用を奨励する。金融機関に対し、デジタル人民元等の新規決済手段を活用し越境決済の展開を奨励する。
  - 関連する機関、組織及び個人が、信頼性の高い電子書類システムを通じて、電子書類の発行、保存、変更、変換、譲渡、質権設定、流通等の活動を行うことを奨励する。
  - 電子書類に関するデータを海外に提供する場合、データの越境移転に関する国の関連規定に適合しなければならない。
  - 国際貿易、越境移転の過程で収集及び生成された電子書類に関連するデータを海外外に提供する際、「個人情報又は重要データを含まない」、又は「対象となる個人情報」が電子書類の発行、譲渡、質権設定又は電子書類の権利行使に必要なものに限る」場合は、データ越境移転の安全評価の申告、個人情報越境移転標準契約の締結、並びに個人情報保護認証の取得を免除する。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。  
<https://www.cac.gov.cn/2026-04/17/...>

● [中国人民银行、国家外汇管理局关于调整银行业金融机构境外贷款业务有关事宜的通知](#)

【发布单位】中国人民银行、国家外汇管理局  
【发布文号】银发〔2026〕72号  
【发布日期】2026-04-15  
【内容提要】该通知提出：

- 将境内外商独资银行、境内中外合资银行、外国银行境内分行及港澳台金融机构在内地（大陆）设立的银行机构的境外贷款杠杆率由 0.5 上调至 1.5。将进出口银行的境外贷款杠杆率由 3 上调至 3.5。如计算的境外贷款余额上限小于 100 亿元，核定该银行境外贷款余额上限为 100 亿元。
- 境内银行通过向境外银行融出资金等方式间接向境外企业发放一年期以上本外币贷款的，可由境外银行依据其所在国家或地区相关法律法规办理。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026041514283057907/index.html>

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

## 二、最新资讯

● [最高人民法院发布第三批涉外商事海事调解典型案例](#)

日前，最高人民法院公布第三批涉外商事海事调解典型案例。本批共 6 件案例，涵盖跨境投资、股权转让、买卖合同、船舶经营管理、海难救助及外国仲裁裁决承认与执行。

（里兆律师事务所 2026 年 04 月 17 日编写）

● [銀行業金融機関による海外貸付業務の調整に関する中国人民銀行、国家外貨管理局による通知](#)

【発布機関】中国人民銀行、国家外貨管理局  
【発布番号】銀発〔2026〕72号  
【発布日】2026-04-15  
【概要】本通知によると、以下の通りである。

- 中国国内の外国独資銀行、中国国内の中外合弁銀行、外国銀行の中国国内支店、及び香港・マカオ・台湾の金融機関が中国本土（大陸）に設立した銀行機関の対外融資レバレッジ比率を 0.5 から 1.5 に引き上げる。輸出入銀行の対外融資レバレッジ比率を 3 から 3.5 に引き上げる。算出された対外融資残高の上限が 100 億元未満の場合、当該銀行の対外融資残高の上限を 100 億元と定める。
- 中国国内の銀行が、海外の銀行への資金貸付等の方法を通じて、海外の企業に対し 1 年以上の期間の人民元及び外貨建て融資を間接的に行う場合、当該海外の銀行がその所在する国又は地域の関連する法律法規に基づき取り扱うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<https://www.pbc.gov.cn/tiaofasi/144941/3581332/2026041514283057907/index.html>

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

## 二、新着情報

● [最高人民法院が涉外商事海事調停の代表的な判例\(第三弾\)を公表した](#)

先頃、最高人民法院は、涉外商事海事調停の代表的な判例(第三弾)を公表した。今回公表された判例は計 6 件で、クロスボーダー投資、持分譲渡、売買契約、船舶の運営管理、海難救助及び外国仲裁裁決の承認と執行といった分野を網羅している。

（里兆法律事務所が 2026 年 4 月 17 日付で作成）

- 最高检发布指导性案例 聚焦依法惩治新型、隐性受贿犯罪

日前，最高人民法院发布第六十一批指导性案例，为全国检察机关依法认定新型、隐性受贿犯罪及准确认定犯罪数额等提供办案指导。该批指导性案例包含5件案例，包括虚增交易环节型受贿、放贷收息型受贿、房产交易型受贿、投资收益型受贿、原始股预期收益型受贿。

(里兆律师事务所 2026年04月17日编写)

### 三、里兆解读

- 担保未必担得住：关联公司担保效力判断

#### 内容摘要：

在企业融资与经营交易中，关联公司提供担保已成为常态。关联公司担保并非当然有效，其法律效力还取决于公司内部决议程序是否依法履行以及债权人是否尽到合理审查义务。本文结合《公司法》《民法典》及相关司法解释，从不同类型关联公司担保出发，系统梳理效力判断逻辑，并提出实务风险控制建议，以期为企业及金融机构交易决策提供参考。

#### 正文：

在企业融资、供应链金融以及集团内部资金安排中，由关联公司提供担保是一种极为常见的交易结构。母公司为子公司贷款提供保证，子公司为控股股东融资提供担保，或兄弟公司之间相互增信，从商业角度看往往顺理成章、简单易行。然而，在法律层面，这类担保并非当然有效，对债权人提出了考验。

近年来，围绕关联公司担保效力的争议在司法实践中屡见不鲜。很多企业在债务人违约而准备向担保人追偿时，才意识到担保因内部决策程序瑕疵而可能无效。此类风险的核心并不在于“合同是否盖章”，而在于公司是否依法履行了内部决议程序，以及债权人在签约时是否尽到了合理审查义务。

- 最高检察院が指導的意味合いを有する判例を公表した — 新たな形態及び巧妙化した収賄犯罪の法に依拠した処罰に焦点を当てる

先頃、最高人民検察院は、指導的意味合いを有する判例(第61回目)を公表し、全国の検察機関が法に依拠し形態及び巧妙化した収賄犯罪を認定し、犯罪額を正確に認定するための実務指針を提供する。今回の指導的意味合いを有する判例は5件で、取引段階の架空の積増し型の収賄、融資による利息受領型の収賄、不動産取引型の収賄、投資収益型の収賄、未公開株の予想収益型の収賄が含まれる。

(里兆法律事務所が2026年4月17日付で作成)

### 三、里兆解説

- 担保が必ずしも有効とは限らない — 関連会社による債務担保の効力を考察する

#### 概要：

企業の資金調達と経営取引において、関連会社(広義のグループ会社)による担保の提供はもはや一般的となっている。しかし、関連会社による担保は当然に有効となるわけではなく、その法的効力は、会社内部の決議手続きを法に依拠し履行したかどうか、また債権者が合理的な審査義務を尽くしたかどうかによって左右される。本稿は、「会社法」、「民法典」及び関連する司法解释を踏まえながら、異なるタイプの関連会社による担保を事例に、その効力についての判断を下すうえでのロジックを体系的に整理するとともに、実務上のリスク管理への助言を通じ、企業及び金融機関による取引上の判断に資することを目的とする。

#### 本文：

企業の資金調達、サプライチェーン・ファイナンス及びグループ内での資金配分において、関連会社による担保の提供は極めて一般的な取引構造である。親会社が子会社の借入に対して保証を提供し、子会社が支配株主の資金調達に対して担保を提供し、又は兄弟会社間で相互に信用補完を行うことは、ビジネス上の観点からは理にかなっており、簡便な手段であることが多い。しかし、法的な観点からは、こうした担保が当然に有効とは限らず、債権者に難しい課題を突きつけている。

近年、司法実務においては、関連会社による担保の効力をめぐる争いが頻繁に見られるようになっている。企業の立場から見て、債務者が契約違反となり、保証人に求償しようとした段階で初めて、その担保が内部の意思決定手続上の瑕疵から無効となる可能性があることに気づくパターンが多い。こうしたリスクの核心は、「契約書に押印があるかどうか」ではなく、会社が法に依拠し内部の決議手続きを履行したかどうか、及び債権者が契約締結時に合理的な審査義務を尽くしたかどうかにある。

根据《公司法》《民法典》以及相关司法解释，公司对外担保必须以权力机关的决议作为授权基础。法定代表人未经授权擅自签署担保合同，属于越权代表。在此情况下，担保是否对公司发生效力，往往取决于债权人是否属于“善意相对人”，即其在签约时不知道且不应当知道法定代表人超越权限。

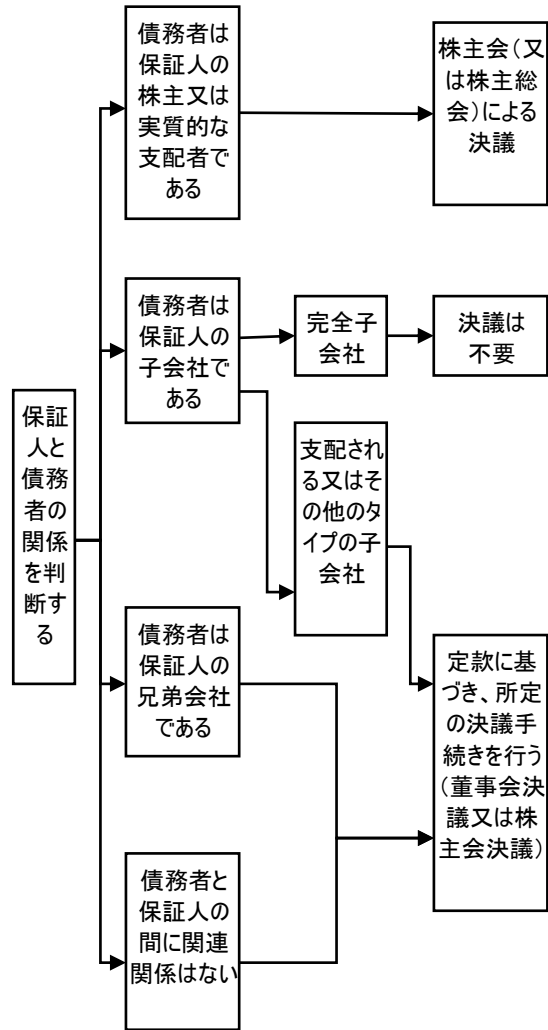
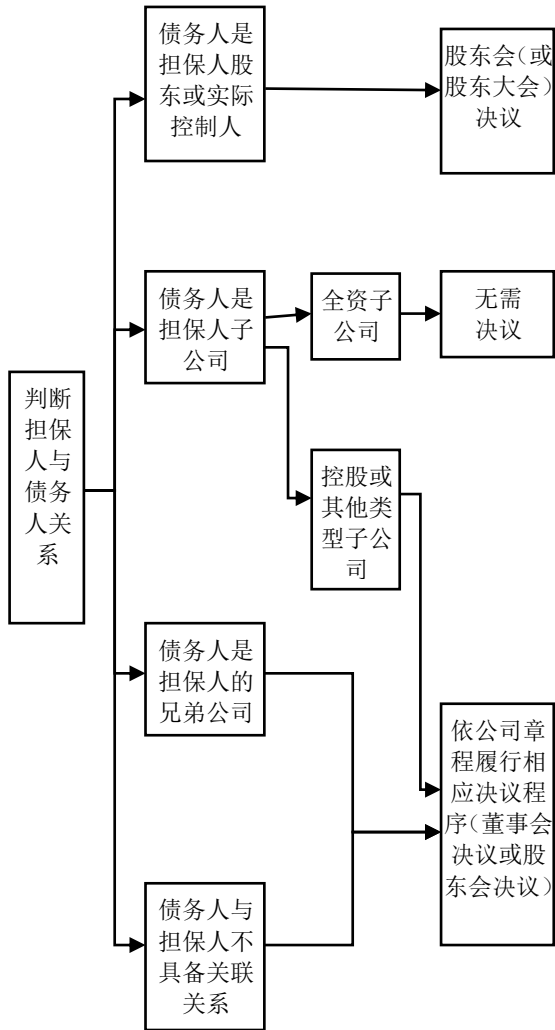
「会社法」、「民法典」及び関連する司法解釈によれば、会社が外部に提供する担保は、権限を有する機関の決議を授權の根拠としなければならないとされている。法定代表者が授權を受けずに独断で担保契約に署名した場合は、越権行為に該当する。このとき、その担保が会社に対し効力を生じるかどうかは、債権者が「善意の相手方」であるか否か、すなわち、契約締結時に法定代表者が権限を超えていることを知らず、かつ知るはずがなかったかどうかにより決まってくる。

### 一、 不同类型关联公司担保的效力判断

关联公司担保在表现形式上并不单一。不同交易结构下，公司内部决议机关、表决规则及债权人的审查义务均存在差异。为便于理解不同情形下的审查重点与效力判断逻辑，现结合常见交易结构，对关联公司担保类型进行简要梳理如下：

### 一、 関連会社によるタイプ別担保の効力を判断する

関連会社による担保は、その形態が必ずしも一様ではない。取引構造が異なれば、会社の内部決議機関、議決規則及び債権者の審査義務にも違いが出てくる。異なる状況における審査の重点及び効力を判断する際、の考え方を理解しやすいよう、よく見られる取引構造を踏まえ、関連会社による担保のタイプについて以下のとおり簡潔に整理する。



## 1. 公司为股东或实际控制人提供担保

公司为其股东或者实际控制人提供担保，属于关联担保。根据《公司法》第十五条<sup>1</sup>规定，此类担保必须经股东会（或股东大会）决议；且被担保的股东不得参与表决，并应由出席会议的其他股东所持表决权过半数通过。如担保人为一人有限责任公司，则可不受前述规定限制。

若未依法履行上述程序，担保行为原则上构成越权代表。在此情形下，如债权人主张担保有效，需要证明其在签约时已对股东会决议进行了适当审查，并确认决议程序符合法律要求和公司章程规定，包括但不限于是否依法排除了利害关系股东的表决权、表决比例是否合法合规等。

实务中，经常发生债权人通过在担保合同中要求担保人就担保已经履行内部决议程序做出承诺而放弃主动对股东会决议进行审查的情况。需要注意的是，该类承诺在司法实践中通常并不能单独成为债权人已经尽到了合理审查义务的有效抗辩。在此情况下，如担保人最终并未有效出具股东会决议（或不承认已经出具了股东会决议），则担保往往会成为无效。此时，债权人也较难以担保人在存在过错为由，要求担保人针对债务人未清偿债务承担一半的赔偿责任。

## 2. 公司为股东或实际控制人以外的第三人提供担保

当公司为股东或实际控制人以外的第三人提供担保时，决议机关由公司章程决定。章程可能授权董事会，也可能要求股东会决议。

此类担保的风险往往出现在“章程与决议机关不一致”的情形。例如，章程明确规定对外担保须经股东会批准，但实际仅提供董事会决议。若债权人在签约时未查阅章程，仅凭董事会决议即签署担保合同，通常难以被认定为善意。此外，根据现行司法实践，当公司章程未明确要求担保人出具担保决议时，通常并不意味着可无需提供担保决议，而是至少需要提供董事会决议。

《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民法典〉有关担保制度的解释》（“担保制度有关司法解释”）第七条<sup>2</sup>强调，债权人负有合理审查义务。

## 1. 会社が株主又は実質的な支配者に対し担保を提供する場合

会社がその株主又は実質的な支配者に対して担保を提供することは、関連当事者間の担保に該当する。「会社法」第15条<sup>1</sup>の規定によれば、このような担保は株主会（又は株主総会）の決議を経なければならない。また、担保を受ける株主は議決に参加できず、会議に出席した他の株主の議決権の過半数によって可決されなければならない。ただし、保証人が一人有限責任会社である場合は、前述の規定の制限を受けない。

上記の手続きが法に依拠して履行されなかった場合、担保行為は原則として権限を超えた代表行為に該当する。その場合、債権者が担保の有効性を主張するには、契約締結時に株主会決議について適切な審査を行い、決議手続きが法律の要求及び会社定款の規定に適合していることを確認済であることを立証する必要がある。これには、利害関係を有する株主の議決権が法に依拠し排除されていたか、議決の割合が合法かつコンプライアンス上問題なかったかどうか等が含まれるが、これらに限定されない。

実務においては、債権者が担保契約中で保証人に担保に関する内部決議手続きが履行済であるという誓約を求めることで、株主会決議に対する自主的な審査を放棄するといった状況がよく見られる。留意すべき点として、このような誓約は、司法実務において通常、債権者が合理的な審査義務を履行したとする有効な抗弁とはならない。このような状況下で、保証人が最終的に有効な株主会決議を行わなかった場合（又は株主会決議が行われたことを認めなかった場合）、担保は無効となることが多い。その場合、債権者は、保証人に過失があったことを理由に、保証人に債務者が弁済していない債務について賠償責任を半分負わせることも困難となる。

## 2. 会社が株主又は実質的な支配者以外の第三者に対し担保を提供する場合

会社が株主又は実質的な支配者以外の第三者に担保を提供する場合、その決議機関は会社定款によって定められる。定款は董事会に権限を付与することもあれば、株主会の決議を求めることもある。

このような担保におけるリスクは、「定款の規定と決議機関の不一致」という状況で生じることが多い。例えば、定款において対外担保には株主会の承認が必要であると明確に規定されているにもかかわらず、実際には董事会の決議のみが提供される場合がある。債権者が契約締結時に定款を確認せず、董事会の決議のみに基づいて担保契約に署名した場合、通常、善意であると認定されることは難しい。さらに、現行の司法実務によれば、会社の定款において保証人による担保決議の提供が明確に要求されていない場合でも、通常、担保決議の提供が不要であることを意味するわけではなく、少なくとも董事会決議の提供は必要とされる。

『《中華人民共和國民法典》の担保制度適用に関する最高人民法院による解釈』（「担保制度に関する司法解釈」）第7条<sup>2</sup>は、債権者に合理的な審査義務がある

合理审查不仅包括查看决议文件，还包括核对公司章程，确认决议机关与章程规定相一致。因此，在非关联公司担保情形下，公司章程成为判断担保效力的关键文件。在该类型下，又可进一步区分以下两种常见情形：

### (1) 为子公司提供担保

根据担保制度有关司法解释第八条<sup>3</sup>规定，若非上市公司（上市公司对外担保存在更为严格的信息披露及决策程序等监管要求，本文暂不作讨论）为其全资子公司经营活动提供担保，即便未严格履行公司法规定的决议程序，公司以“未作出决议”为由主张免责的，通常难以获得支持。

其理由在于，全资子公司利益与母公司高度一致，此类担保通常被视为为自身经营利益所作的安排，无需履行额外的决议程序。需要注意的是，如果只是控股或其他类型子公司，该项仍需依章程履行相应决议程序。此时存在一个特例，如担保合同的直接签署方是代表少数股权的股东，且该股东针对该担保事项的有效表决权占到 2/3 以上，则可省略股东会决议。

### (2) 集团内兄弟公司之间的担保

在集团内部结构中，兄弟公司之间相互提供担保亦十分常见。此类公司受同一母公司控制，但彼此之间并无直接股权关系。现行法律并未对该类担保给予特别豁免或特别限制，原则上仍应按照普通对外担保规则处理，即依公司章程履行相应决议程序。

值得注意的是，司法政策呈现出强化关联交易监管的趋势。2025 年 09 月 30 日最高人民法院发布的《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国公司法〉若干问题的解释（征求意见稿）》第二条规定<sup>4</sup>，将该类关联关系担保纳入到关联担保范围，并明确应经股东会（或股东大会）决议。

## 二、企业在实务中的风险控制建议

关联公司担保的法律风险，本质上是公司治理风险与交易安全风险的叠加。企业或金融机构在接受关联公司担保时，应当建立系统化的风险控制机制。具体而言，可重点关注以下方面：

ことを強調している。合理的な審査には、決議文書の確認だけでなく、会社定款との照合、決議機関が定款の規定と一致しているかどうかの確認も含まれる。したがって、非関連会社による担保の場合、会社定款は担保の効力を判断する上で重要な文書となる。このようなパターンにおいては、さらに以下の 2 通りのよくあるケースにわたることができる。

### (1) 子会社に対し担保を提供する場合

担保制度に関する司法解释第 8 条<sup>3</sup>の規定によれば、非上場会社（上場会社による対外担保については、より厳格な情報開示及び意思決定手続き等の監督管理要求が存在するため、本稿では議論の対象外とする）が、その完全子会社の事業活動に対して担保を提供する場合、たとえ会社法に定められた決議手続きを厳格に履行していなかったとしても、会社が「決議がなされていない」ことを理由に免責を主張しても、通常は認められにくい。

その理由は、完全子会社の利益が親会社の利益と極めて一致しているためであり、かかる担保は通常、自社の経営上の利益のために行われる手配とみなされ、追加の決議手続きを履行する必要がないからである。留意すべき点は、単に支配される子会社又はその他のタイプの子会社の場合、本事項については依然として定款に基づき所定の決議手続きを経る必要があるということである。ただし、この場合、一つの特例が存在する。すなわち、担保契約の直接の署名者が少数株主であり、かつ当該株主が当該担保事項に関して有する有効な議決権が 3 分の 2 以上を占める場合、株主会の決議を省略することができる。

### (2) グループ内の兄弟会社間の担保

グループ内の組織構造の中で、兄弟会社間で相互に担保を行うこともよく見られる。こうした会社は同一の親会社の支配下にあるものの、相互間に直接的な持分関係はない。現行法では、かかる担保に対して特別な免除又は制限を設けておらず、原則として通常の対外担保の規則に従って処理されなければならない。すなわち会社定款に基づき所定の決議手続きを履行しなければならない。

留意すべき点は、司法政策において関連取引の監督管理を強化する傾向が見られることである。2025 年 9 月 30 日に最高人民法院が公布した「『中華人民共和国会社法』の適用に関する若干事項についての最高人民法院による解釈（意見募集案）」の第 2 条<sup>4</sup>では、かかる関連関係に基づく担保を関連当事者間の担保の範囲に含め、株主会（又は株主総会）の決議を経るべきであることを明確にしている。

## 二、実務における企業のリスク管理に関する助言

関連会社による担保に伴う法的リスクは、本質的にコーポレート・ガバナンスのリスクと取引の安全性のリスクが重なり合ったものである。企業又は金融機関が関連会社からの担保を受ける際には、体系的なリスク管理メカニズムを構築しなければならない。具体的には、以下のポイントに重点を置くことができる。

1. 首先进行必要审查，确认债务人与担保人之间是否存在关联关系。如债务人和担保人均刻意隐瞒关联关系，亦无法通过公开信息合理查明，则债权人依法可不承担关联担保审查义务。
2. 在确认债务人与担保人存在关联关系前提下，坚持收取权力机构决议的做法，不以担保合同中的相关承诺替代收取权力机构决议。在此基础上，进一步将审查担保人公司章程作为标准流程，确认担保决议机关、担保额度限制及表决程序要求等相关事项，确保所收取的担保决议符合公司章程之规定。
3. 除非公司章程已经做出明确规定，建议优先收取股东会决议，次选董事会决议。针对股东会决议，建议特别核查是否依法排除利害关系股东表决权以及表决比例是否符合规定。
4. 在上述一般要点基础上，如担保人属于上市公司、国有企业、分支机构等特殊主体，或该担保属于跨境担保，其关注点还会有所不同。此时，建议与法律专业人士沟通、确认。

#### 结语：

关联公司担保在商业实践中具有高度便利性，但在法律上却是一个高度敏感的领域。担保是否有效，关键并不在于合同文本本身，而在于其背后的公司内部决策程序是否合规，以及债权人是否尽到了合理审查义务。

在当前司法环境下，司法机关对关联公司担保的审查标准日趋严格。企业在签约前进行一次章程与决议程序的有效核查，往往能够有效避免未来重大法律风险。在涉及关联担保的交易中，审慎与合规，远比事后救济更为重要。

（作者：里兆律师事务所 裴德宝、陈昕）

1. まず、必要な審査を行い、債務者と保証人の間に関連関係が存在するかどうかを確認する。債務者と保証人の双方が意図的にその関連関係を隠蔽し、かつ公開情報からも合理的に確認できない場合、債権者は法に依拠し関連当事者間の担保に対する審査義務を負わないとすることができる。
2. 債務者と保証人の間に関連関係が存在することが確認されている場合、意思決定機関による決議書を必ず入手するようにし、担保契約における係る誓約をもって、意思決定機関による決議書の入手に代えることはしない。これに基づき、さらに保証人の会社定款の審査を標準的なプロセスとし、担保決議機関、担保限度額の制限及び議決手続きの要求等の関連事項を確認し、提出された担保決議書が会社定款の規定に適合していることを確保する。
3. 会社定款に明確な規定がない限り、株主会の決議の入手を優先し、次いで董事会の決議を採用することを推奨する。株主会の決議については、利害関係のある株主の議決権が法に依拠し排除されているか、また議決権の割合が規定に適合しているかを特に確認するようにしたい。
4. 上記の一般的なポイントに加え、もしも保証人が上場会社、国有企业、分支機構等の特別な主体である場合、又は当該担保がクロスボーダー担保に該当する場合、留意すべき点はさらに異なってくる。その際には、法律の専門家と相談し、確認しておくことを推奨する。

#### 終わりに：

関連会社による担保は、ビジネス実務上は高い利便性を有するものの、法律上では極めて機微な分野である。担保が有効であるかどうかは、契約書そのものにあるのではなく、その背後にある会社の内部意思決定手続きがコンプライアンス上問題ないかどうか、また債権者が合理的な審査義務を果たしているかどうかにかかっている。

現在の司法環境において、司法機関による関連会社の担保に対する審査基準はますます厳しくなっている。企業は契約締結前に定款及び議決手続きの有効性を確認しておくことで、将来の重大な法的リスクを効果的に回避できることが多い。関連当事者間の担保に関わる取引においては、慎重な対応と法令遵守は、問題発生後の救済措置よりもはるかに重要である。

（作者：里兆法律事務所 裴德宝、陈昕）

#### 四、近期热点话题

※最近收到咨询及委托较多的话题。

我们可根据贵公司的最新情况提供最佳的解决方案或意见。

- [《商业秘密保护规定》\(2026.02.24 发布, 2026.06.01 实施\)](#)
- [《食品委托生产监督管理办法》\(2025.12.12 发布, 2026.12.01 实施\)](#)

#### 四、トピックス

※最近ご相談・ご依頼の多い話題です。

貴社の最新状況に則した最適な解決策及びコメントをご提供いたします。

- [「営業秘密保護規定」\(2026.02.24 公布, 2026.06.01 から実施\)](#)
- [「食品の委託生産に関する監督管理弁法」\(2025.12.12 公布, 2026.12.01 から実施\)](#)

1 《公司法》第十五条，公司为公司股东或者实际控制人提供担保的，应当经股东会决议。前款规定的股东或者受前款规定的实际控制人支配的股东，不得参加前款规定事项的表决。该项表决由出席会议的其他股东所持表决权的过半数通过。

1 「会社法」第 15 条、会社が会社の株主又は実質的支配者に対して担保を行う場合は、株主会の決議を経なければならない。前項に規定する株主、又は前項に規定する実質的支配者の支配を受ける株主は、前項に規定する事項の議決に参加してはならない。当該議決は、会議に出席したその他の株主が保有する議決権の過半数をもって可決される。

2 《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉有关担保制度的解释》第七条，公司的法定代表人违反公司法关于公司对外担保决议程序的规定，超越权限代表公司与相对人订立担保合同，人民法院应当依照民法典第六十一条和第五百零四条等规定处理：

(一) 相对人善意的，担保合同对公司发生效力；相对人请求公司承担担保责任的，人民法院应予支持。

(二) 相对人非善意的，担保合同对公司不发生效力；相对人请求公司承担赔偿责任的，参照适用本解释第十七条的有关规定。法定代表人超越权限提供担保造成公司损失，公司请求法定代表人承担赔偿责任的，人民法院应予支持。

第一款所称善意，是指相对人在订立担保合同时不知道且不应当知道法定代表人超越权限。相对人有证据证明已对公司决议进行了合理审查，人民法院应当认定其构成善意，但是公司有证据证明相对人知道或者应当知道决议系伪造、变造的除外。

2 「『中華人民共和國民法典』の担保制度適用に関する最高人民法院による解釈」第 7 条：会社の法定代表者が、会社法における会社の対外担保決議手続に関する規定に違反し、権限を超えて会社を代表して相手方と担保契約を締結した場合、人民法院は民法典第 61 条及び第 504 条等の規定に基づき処理しなければならない。

(一) 相手方が善意である場合、担保契約は会社に対して効力を生じる。相手方が会社に対し担保責任の履行を請求したときは、人民法院はこれを認めるものとする。

(二) 相手方が善意でない場合、担保契約は会社に対して効力を生じない。相手方が会社に対し賠償責任の負担を請求したときは、本解釈第 17 条の関連規定を準用する。

法定代表者が権限を越えて担保を提供したことにより会社に損失が生じた場合、会社が法定代表者に対し賠償責任の負担を請求したときは、人民法院はこれを支持しなければならない。

第 1 項における「善意」とは、相手方が担保契約を締結する際に、法定代表者が権限を越えていることを知らず、かつ知るべきでなかったことを指す。相手方が会社の決議について合理的な審査を行ったことを証明する証拠がある場合、人民法院はこれを善意と認定するものとする。ただし、会社が、相手方が当該決議が偽造又は変造されたものであることを知っていた、又は知るべきであったことを証明する証拠がある場合はこの限りではない。

3 《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉有关担保制度的解释》第八条，有下列情形之一，公司以其未依照公司法关于公司对外担保的规定作出决议为由主张不承担担保责任的，人民法院不予支持：

(一) 金融机构开立保函或者担保公司提供担保；

(二) 公司为其全资子公司开展经营活动提供担保；

(三) 担保合同系由单独或者共同持有公司三分之二以上对担保事项有表决权的股东签字同意。

上市公司对外提供担保，不适用前款第二项、第三项的规定。

3 「『中華人民共和國民法典』の担保制度適用に関する最高人民法院による解釈」第 8 条：以下のいずれかの状況において、会社が会社法の対外担保に関する規定に従って決議を行わなかったことを理由に担保責任を負わないと主張する場合、人民法院はこれを認めない。

(一) 金融機関が保証状を発行する場合、又は担保会社が担保を提供する場合

(二) 会社がその完全子会社の経営活動に対して担保を提供する場合

(三) 担保契約が、担保事項について議決権の 3 分の 2 以上を単独又は共同で保有する株主によって署名し同意することにより成立する場合。

上場会社が対外的に担保を提供する場合、前項第 2 号及び第 3 号の規定は適用されない。

4 《最高人民法院关于适用〈中华人民共和国民事诉讼法〉若干问题的解释（征求意见稿）》第二条，公司为其控股股东或者实际控制人直接或者间接控制的公司提供担保，参照适用公司法第十五条关于公司对外提供关联担保的规定，但是相对人在订立担保合同时经合理审查后仍不知道前述控制关系的除外。 有限责任公司为他人取得本公司或者其母公司的股权提供担保的，参照适用公司法第十五条关于公司对外提供关联担保的规定。

4 「『中華人民共和國会社法』の適用に関する若干事項についての最高人民法院による解釈（意見募集案）」第 2 条：会社が、その支配株主又は実質的支配者が直接又は間接的に支配する会社に対して担保を提供する場合、会社法第 15 条の会社による対外的な関連当事者間の担保の規定を準用する。ただし、相手方が担保契約を締結する際に、合理的な審査を経てもなお、前述の支配関係を知らなかった場合はこの限りではない。有限責任会社が、他人が自社又はその親会社の持分を取得することについて担保を提供する場合、会社法第 15 条の会社による対外的な関連当事者間の担保の規定を準用する。